

昭和二十七年六月二十四日 衆議院會議第六十号

日本開港銀行法の一部を改正する法律案の本院議決案 南方連絡事務局設置法案(衆議院附付) 榮政改善法案外

二二五四

見返金特別会計から日本開港銀行に貸し出されたものとする。

第五十一條第四号中「及び第四十四條第一項及び第四十九條の三第一項」に改め、同條第五号中「又は第四十四條第二項」を、「第四十四條第二項又は第四十九條の三第二項」に改め、同條第六号とし、同條第六号中「第三十七條の下に「第三項」を加え、同条を同條第七号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同條第四号の次に次の一号を加える。

五 第十八條の二に規定する額を、こゝで債務の保証をし、又は資金の借入をしたとき。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際にその施行に経過措置及び二項の改正後の日本開港銀行法第十二條第一項の規定にかかわらず、なお在効するものとし、その任期は、従前の規定による任期の日から起算する。

改正後の日本開港銀行法第三十六條の規定並びに附則第四項から附則第六項までの規定は、日本開港銀行の昭和二十七年四月に始まる事業年度から適用し、日本開港銀行の同年三月に終る事業年度分の利益金の処分、所得税、法人税及び地方税については、なお従前の例による。

改正前の日本開港銀行法第四十六條第二項の規定は、昭和二十七年四月に始まる日本開港銀行の事業年度については適用しない。

所得税法(昭和二十二年法律第

二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第六号中「日本輸出入銀行の下に、及び日本開港銀行」を加える。

法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第二号中「及び日本輸出入銀行」を、「日本輸出入銀行及び日本開港銀行」に改める。

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第三号中「日本輸出入銀行」の下に「日本開港銀行」を加える。

第七百四十三條第三号中「日本輸出入銀行」の下に「日本開港銀行」を加える。

附則
〇副議長(岩本信行君) 採決いたしました。本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

(起立者なし)

〇副議長(岩本信行君) 起立者はありません。よつて参議院の修正に同意せざることに決しました。

日本開港銀行法の一部を改正する法律案の本院議決案

〇議長(岩本信行君) 憲法第五十九條第二項に基いて再議決のため、日本開港銀行法の一部を改正する法律案の本院議決案を議決とせられんことを望みます。

〇副議長(岩本信行君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

〇副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日本開港銀行法の一部を改正する法律案の本院議決案を議決といたします。

ただちに採決いたします。本案はさきに本院において議決の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(採成者起立)

〇副議長(岩本信行君) 起立者出席議員の三分の二以上の多数と認めます。よつて本案はさきに議決の通り可決せられました。

南方連絡事務局設置法案(内閣提出、参議院附付)

〇副議長(岩本信行君) 次に南方連絡事務局設置法案の参議院回付案を議題といたします。

右の貴院から送附された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて同公法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十七年六月二十日
参議院議長 佐藤 尚武
衆議院議長 林義朗
(小字及び一は参議院修正)

南方連絡事務局設置法案の一部を次のように修正する。

附則
1 この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

2 總理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十條中「國立世論調査所」を「南方連絡事務局」に改める。

第十四條の次に次の一條を加える。

(南方連絡事務局)
第十四條の二 南方連絡事務局は、北緯二十九度以南の南西諸島(琉球諸島及び大東諸島を含む)、硫黄島の南の南方諸島(小笠原群島及び大東諸島を含む)、硫黄島の南の南方諸島(小笠原群島、西之島及び火山列島を含む)並びに沖の島及び南島に關する事務(外務省の所掌に關する事務を除く)を行う機關とする。

2 南方連絡事務局の組織及び所掌事務については、南方連絡事務局設置法(昭和二十七年法律第 号)の定めるところによる。

行政機關職員定員法(昭和二十四年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項の表總理府の項中「本府一、八二二人」を「本府一、八三九人」に、

「計一六六、二〇九人」を「計一六六、三六八人」に、同表外務省の項中「一、五八七人」を「一、五八一人」に、同表合計の項中「六八八、四六〇人」を「六八八、四八二人」に改める。

旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「北緯二十九度以南の南西諸島その他特に外務大臣が定める地域」を「北緯二十九度以南の南西諸島(琉球諸島及び大東

諸島を含む)、硫黄島の南の南方諸島(小笠原群島、西之島及び火山列島を含む)並びに沖の島及び南島」に改める。

〇副議長(岩本信行君) 採決いたしました。本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

(採成者起立)

〇副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて参議院の修正に同意するに決しました。

〇議長(岩本信行君) 日曜第一ないし第三は延期されんことを望みます。

〇副議長(岩本信行君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

〇副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日曜第一ないし第三は延期するに決しました。

第四 榮政改善法案(参議院提出)

第五 兒童福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

〇副議長(岩本信行君) 日曜第四、榮政改善法案、日曜第五、兒童福祉法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。厚生委員会理事丸山直友君。

榮政改善法案
榮政改善法
(目的)
第一條 この法律は、國民の榮政改善に關し、國民の榮政状態を明らかにし、且つ、國民の榮政を改善する方法を講じて國民の健康

昭和二十七年六月二十四日 衆議院會議第六十号 栄養改善法案外一件

事(保健所を設置する市にあつては市長)は、必要があるとき認めるときは、当該職員に第十二條(特殊栄養食品の標示)の規定により許可を受けた特殊栄養食品の製造施設、貯蔵施設又は販売施設に立ち入らせ、販売の用に供する特殊栄養食品を検査させ、又は試験の用に供するに必要な限度において当該特殊栄養食品を収去させることができる。

前項の規定により当該職員が立ち入検査又は収去をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

第一項に規定する当該職員の職務は、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第九條(食品衛生監視員の設置)に規定する食品衛生監視員が行ふ。

(特殊栄養食品の標示の許可の取消)

第十七條 厚生大臣は、第十二條第一項(特殊栄養食品の標示の許可)の許可を受けて標示をする者が同條第四項(特殊栄養食品の標示内容)に規定する標示をせず又は虚偽の標示をしたときは、当該許可を取り消すことができる。

(雜則)

第十八條 教育委員会が所管する集団給食施設に対する第十條(集団給食施設における栄養管理)の規定による指導並びに第十一條(調査指導)の規定による報告の聴取及び指導は、教育委員会を通じて行ふものとする。

(罰則)

第十九條 第十二條第一項(特殊栄養食品の標示の許可)の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對しても同項の罰金を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、その業務について相當の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

第二十條 第十一條第一項(調査指導)の規定に違反して報告をせず又は虚偽の報告をした者(法人であるときは、その代表者)は、五千円以下の過料に処する。

(施行期日)

一 この法律は、公布の日から起算して、第十條から第十五條まで(栄養審議会)の規定、附則第六項(栄養士法の一部改正)の規定及び附則第七項(厚生省設置法の一部改正)中第二十九條の表の改正規定は、昭和二十七年十二月一日から施行する。

二 都道府県知事又は市長は、第九條第三項(栄養指導員の資格)の規定にかかわらず、當分の間、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基く大学、旧大学(大正

七年勅令第三百八十八号)に基く大学又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基く専門学校において、厚生大臣の指定する栄養に関する科目を修めて卒業した者を栄養指導員に任命することとができる。

(食品衛生法の一部改正)

食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十三條を次のように改める。

第十三條 削除。

第十三條中「第十三條」を「第三十二條第一号中「又は第十三條」を削除。

第三十二條第一号中「又は第十三條」を「又は第二十條」を削除。

(食品衛生法の一部改正に伴う経過措置)

一 この法律施行前に、食品につき、改正前の食品衛生法第十三條(特別の用途に適する旨の標示の許可)の規定によりされた許可は、第十二條第一項(特殊栄養食品の標示の許可)の規定によりされた許可とみなし、又改正前の食品衛生法第十三條の規定による許可に基いてされている標示は、第十二條第四項(特殊栄養食品の標示事項)の規定による標示とみなす。

二 この法律施行前に、改正前の食品衛生法第十三條の表の「(栄養士試験)に合格した者」を「(栄養士試験)に合格した者」に改める。

三 厚生大臣の諮問に應じて、国民栄養の改善に関する事項を調査審議し、及び栄養士試験に関する事務をつかさどること。

品衛生法第十三條の規定に違反した者に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(栄養士法の一部改正)

栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二條の二を削除。

(厚生省設置法の一部改正)

厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第二十一号の次に次の二号を加える。

二十一の二 国民栄養調査を実施すること。

二十一の三 栄養改善法(昭和二十七年法律第 号)に定める特殊栄養食品の標示の許可をすること。

第五條第三十四号中「食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の下に、又は栄養改善法」を加える。

第九條第一項第四号を次のように改める。

四 栄養改善法を施行すること。

第九條第一項第六号を削除、第七号を第六号とし、以下順次一号ずつ繰り上げる。

厚生大臣の諮問に應じて、栄養士試験に関する事務をつかさどること。

栄養改善法案に対する修正案

栄養改善法案に対する修正案

栄養改善法案の一部を次のように修正する。

第十二條第一項中「經營者」を「製造者」に改める。

第十二條第四項中「商品名、製造年月日、製造所在地及び製造者の氏名又は名称、許可番号、原料の配合割合、成分分析表その他」を「製造年月日、製造所在地及び製造者の氏名又は名称、許可番号、原料の配合割合、成分分析表その他」を削除。

第二十條中「法人であるときは、その代表者を罰する」を「その代表者を罰する」に改める。

栄養改善法案

右の本院提出案をここに送附する。

昭和二十七年六月二十一日

衆議院議員(佐藤 尚武)

衆議院議長(佐藤 尚武)

衆議院議員(佐藤 尚武)

(最終号の附録に掲載)

児童福祉法の一部を改正する法律案

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第三十三條第三項を削除。

第三十三條の四を第三十三條の七とし、第三十三條の三を第三十三條の六とし、第三十三條の二を第三十三條の五とし、第三十三條の次に次の三條を加える。

第三十三條の二 児童相談所長は、一時保護を加えた児童の所持する物であつて、一時保護中本人に所持させることが児童の福祉をそ

なう處があるものを保管すること
ができる。

児童相談所長は、前項の規定により保管する物で、竊取し、若しくは滅失する虞があるもの又は保管に著しく不便なものは、これを売却してその代価を保管することができ。

児童相談所長は、前二項の規定により保管する物について当該児童以外の者が返還請求権を有することが明らかの場合には、これをその権利者に返還しなければならぬ。

児童相談所長は、前項に規定する返還請求権を有する者を知ることができないとき、又はその者の所在を知ることができないときは、返還請求権を有する者は、一年以内に申し出るべき旨を公告しなければならぬ。

前項の期間内に同項の申出がないときは、その物は、当該児童相談所を設置した都道府県に帰属する。

児童相談所長は、一時保護を解除するときは、第三項の規定により返還する物を除き、その保管する物を当該児童に返還しなければならぬ。この場合において、当該児童に交付することが児童の福祉のため不適当であると認めるときは、これをその保護者に交付することができる。

第一項の規定による保管、第二項の規定による売却及び第四項の規定による公告に要する費用は、その物の返還を受ける者があるときは、その者の負担とする。

昭和二十七年六月二十四日 衆議院会議録第六十号 衆議院議決案外一件

第三十三條の三 児童相談所長は、一時保護を加えている間に児童が逃走し、又は死亡した場合において、遺留物があるときは、これを保管し、且つ、前條第三項の規定により権利者に返還しなければならぬ物を除き、これを当該児童の保護者若しくは親族又は相談人に交付しなければならぬ。

前條第二項、第四項、第五項及び第七項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第三十三條の四 この法律で定めるものの外、一時保護に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第三十四條第一項第四号の次に次の三号を加える。

四の二 児童に午後十時から午前

三時までの間、戸口について、又は道路その他これに準ずる場所の物品の販売、配布、展示若しくは給食又は役務の提供を業務としてさせる行為

四の三 戸口について、又は道路その他これに準ずる場所の物品の販売、配布、展示若しくは給食又は役務の提供を業務として行つたとき、又は児童を当該業務を行つたために、風俗を害する行為

第三十四條第二項中「第四号」を「第四号、第四十三條又は第四十四條」に改める。

第六十條に次の一項を加える。

者が、その法人又は人の業務に關して、第一項又は第二項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對しても、各同項の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に對し相當の注意及び監督が盡されたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（遺留物に関する経過規定）
2 この法律による改正後の第三十三條の三の規定は、この法律の施行前に逃走し、又は死亡した児童の遺留物で、この法律の施行の際に児童相談所にあるものについて、適用する。

（身体障害者福祉法の一部改正）
3 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第十五條第一項中「その保護者（親権を行う者及び後見人を含む。）」を「その保護者（親権を行う者及び後見人をいう。）」に改める。

（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七條第一項第三号の規定により里親に委託され、又は児童福祉施設に入所した児童については、当該里親又は児童福祉施設に委託した者）

（児童福祉施設に入所した児童については、当該里親又は児童福祉施設に委託した者）

施設長の長とする。以下同じ。）に改める。

第十六條第二項第二号中「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）」を「児童福祉法」に改める。

児童福祉法の一部を改正する法律案の附則（以下略）

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十七年六月九日
衆議院議長 佐藤 俊武
衆議院議員 林義治郎

（本号は改正後）

児童福祉法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第十一條は次のように改める。

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。但し、第三十四條第一項の改正規定は昭和二十七年九月一日から、第四十四條の改正規定は昭和二十八年四月一日から施行する。

（遺留物に関する経過規定）
2 この法律による改正後の第三十三條の三の規定は、この法律の施行前に逃走し、又は死亡した児童の遺留物で、この法律の施行の際に児童相談所にあるものについて、適用する。

（身体障害者福祉法の一部改正）
3 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第十五條第一項中「その保護者（親権を行う者及び後見人を含む。）」を「その保護者（親権を行う者及び後見人をいう。）」に改める。

行向に逃走し、又は死亡した児童の遺留物、この法律の施行の際現に児童相談所にあるものについて、適用する。

（身体障害者福祉法の一部改正）
3 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第十五條第一項中「その保護者（親権を行う者及び後見人を含む。）」を「その保護者（親権を行う者及び後見人をいう。）」に改める。

（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七條第一項第三号の規定により里親に委託され、又は児童福祉施設に入所した児童については、当該里親又は児童福祉施設に委託した者）

（児童福祉施設に入所した児童については、当該里親又は児童福祉施設に委託した者）

（児童福祉施設に入所した児童については、当該里親又は児童福祉施設に委託した者）

（児童福祉施設に入所した児童については、当該里親又は児童福祉施設に委託した者）

（児童福祉施設に入所した児童については、当該里親又は児童福祉施設に委託した者）

（児童福祉施設に入所した児童については、当該里親又は児童福祉施設に委託した者）

（児童福祉施設に入所した児童については、当該里親又は児童福祉施設に委託した者）

（児童福祉施設に入所した児童については、当該里親又は児童福祉施設に委託した者）

昭和二十七年六月二十四日 衆議院會議第六十号 文化財保護法の一部を改正する法律案

ます。

昭和二十一年以降、国民食料調査を行つて來ましたが、多方面に食料上の欠陥があることが判明したのであります。しかしながら、安価な食品でこれを合理的に配合することによつて、新たに経済的な負担を課することなく、この欠陥を補填することが可能でありますので、栄養改善によつて国民の健康及び体力の維持向上をはかり、その福祉を増進しようとするのが、本法案の提出理由であります。

次に本法案の概なる内容について申し上げます。第一に、国民食料調査の実施によつて、国民食料上の欠陥を常に把握することであり、第二に、從來からあります栄養士試験審査会を改組して栄養審議会を設け、関係行政機関の協力体制及び学識経験者の動員体制をはかることとあります。第三に、栄養指導所と栄養指導員を設け、積極的な栄養改善の指導を行うこととするのであります。第四に、一回百食以上、一日二百五十食以上の給食能力を持つ集団給食施設であつて、医師または栄養士が管理しないものにあつては、栄養指導を定期に受けさせることによつて栄養的給食の確保をはかることとあります。第五に、販売する食品に栄養補助ができる旨の標示または乳児用、病人用等の特別用途の標示をする場合には許可を必要とすることとしたとして、重要な栄養食品の販売を防止することとあります。

本法案は、六月十一日、本委員会に付託せられ、同日、提案者、森田院議員、山田清彦君より提案理由の説明を聴取し、引續き十七日及び十九日の委員

員会において慎重に審議したしたのであります。

かくて質疑を終了しましたところ、私より修正案が提出されました。その要旨は、第十一條第一項中「營養者」を「管理員」に改め、第十二條第四項中「商品名」より「その他」までと、第二十條中「法人であるときは、その代表者」を削除しようとするものであります。

次いで、右の修正案並びに修正部分を除く原案について討論に入りましたところ、日本社会党を代表して岡田委員より希望を述べ、賛成意見の陳述があり、日本共産党を代表して菊田委員より反対意見が述べられたのであります。

かくて、討論を終了し、ただちに修正案につき採決に入りましたところ、多数をもつてこれを可決し、次に修正案を除く原案について採決いたしましたところ、これも多数をもつて原案通り可決すべきものと決したのであります。

次に、児童福祉法の一部を改正する法律案について申し上げます。

児童福祉法は、昭和二十二年制定以來改訂にわたる改正が行われて來つたのであります。その後における本法案の改正は、児童の街頭労働の制限または禁止その他必要な規定を設けようとするのが、本法案提出の理由であります。

次に本法改正案の内容のおもなる点について申し上げます。第一は、現在児童福祉法において一時保護を加へてゐる児童から、その所持している、犯罪行為または不良行為に深い関係をもつるもの、児童相談所長が保護期間

間中保護することができるとしたし、なおそのものの返還等についての規定を設けましたほか、一時保護中児童が退いた場合の措置について規定を設けようとするものであります。第二は、児童の福祉を阻害する行為として、深夜道路その他これに準ずる場所において児童に物品の販売をせしめ、等々の業務をさせること、及びカフエー、キャバレー等の風紀上児童にとつて好ましくない場所などに児童を出入させて花売りその他物品の販売を業務としてさせることを禁止したのであります。

従来は、これらの行為は、労働基準法の適用のないものについてこれを禁止する規定がなかつたのであります。また、それらの常態が児童の心身に及ぼす悪影響にははかり知れないものがあるもので、児童福祉の見地から、かかる行為を禁止することとしたのであります。

第三は、児童の福祉を阻害する行為を禁止する規定の罰則について、新たに罰則規定を創設しようとするものであります。第四は、従来都道府県に設置してありましたが、児童福祉司を児童相談所に設置することとしたのであります。第五は、地方財政の統一を改正して、国が経費の全部または一部を負担する條項の中に児童福祉施設及び児童に要する経費を追加し、これを昭和二十八年四月一日から施行することとしたのであります。

いづゆる児童保護費が、昭和二十五年年度において地方財政平衡交付金制度に收入れられて以來、中央地方の児童福祉事業は因循な運営を阻害せられるような結果を招來したのであります。その実情と児童福祉の

制等諸般の事情にかんがみ、今回児童保護費を従前の国庫の特別補助金制度に還元せんとするものであります。

本法案は、六月九日、本委員会に付託せられ、十一日政府より提案理由の説明を聴取した後、衆議院の修正部分について、特に森田院厚生委員長、山田清彦君より説明を聴取し、審議に入つたのであります。

次いで、二十日質疑を終了し、討論を省略し、衆議院において修正されたものを原案として採決した結果、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決し、次第で可決いたします。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(岩本健行君) 起立総員。よつて本案は委員長の報告の通り決しました。(拍手)
○副議長(岩本健行君) 起立総員。よつて本案は委員長の報告の通り決しました。(拍手)
次に日程第五につき採決いたしました。本案は委員長の報告の通り決するに御異議ありませんか。
○副議長(岩本健行君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長の報告の通り可決いたしました。(拍手)

文化財保護法の一部を改正する法律案

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第二章第二項中「第十八條第一号」を「第十八條第三項中「第十八條第八号」に改める。

第五條第二項を削る。

第八條中「五人」を「三人」に改める。

第九條第三項中「二人」を「一人」に改める。

第十一條第一項中「委員中一人」を「他の委員に改め、同條第三項を次のように改める。

「文部大臣は、委員中何人も所属してゐなかつた一政党にあらたに二人以上の委員が所属するに至つた場合には、これらの者のうち一人を、同議院の同意を経て、罷免する。

第十一條第四項中「各号」及び「員数の割合」を削る。

第十四條第一項中「二人以上の」を削り、同條第二項及び第三項を次のように改める。

「委員会の議事は、委員の過半数で決する。

第十六條の見出しを「事務局」に改め、同條中「事務局を置き、事務局に、その内部組織として總務部及び保存部を置く」を「事務局を置く」に改める。

第十七條及び第十八條を次のように改める。

第十七條及び第十八條 削除

昭和二十七年六月二十四日 東京府立

第六十号 文化財產部
 第一号

一、

 $f_{\mathbf{x}}$

二五九

昭和二十七年六月二十四日 衆議院會議第六十号 議長の報告

「一日から」とあるのを、一箇月延期して「八月一日から」と改めようとするものであります。

かくて、討論を省略して、修正案並びに修正部分を除く原案に対して採決を行いました結果、全会一致をもって本案にこれを修正議決すべきものと決定した次第でございます。

右御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 採決いたしました。本案の委員長長の報告は修正であります。本案の委員長長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(総員起立)

○副議長(岩本信行君) 起立総員。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

○議事録司君 残余の日程は延期し、本日はこれにて散会せられんことを望みます。

○副議長(岩本信行君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十二分散会

出席國務大臣

外務大臣 岡崎 勝男君

労働大臣 吉武 惠市君

厚生大臣 岡田 武雄君

農務大臣 周東 英雄君

出席府政委員

文部政務次官 今村 忠助君

文化財保護委員会事務局長 森田 孝君

昭和二十七年六月二十四日第三種郵便物認可

厚生省公衆 山口 正義君
衛生局長

御報告を省略した報告

一、去る二十一日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

地方税法の一部を改正する法律
一、国会は次の法律を議決し、国会法第六十五條及び地方自治法第二百六十一條により去る二十一日内閣に送付及び通知し、その旨参議院に通知した。

伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部を改正する法律

一、去る二十一日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 稲葉 修君
文部委員 志賀健次郎君

労働委員 苦米地義三君
去る二十一日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 苦米地義三君
文部委員 稲葉 修君

労働委員 志賀健次郎君
一、昨二十三日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 大泉 寛三君
文部委員 甲木 保君

郵政委員 江崎 喜登君
労働委員 佐々木秀世君

三浦寅之助君
三浦寅之助君

決算委員 宮崎 權六君
田淵 光一君

議院運営委員 田淵 光一君
一、昨二十三日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員 佐々木秀世君
文部委員 篠田 弘作君

郵政委員 三浦寅之助君
労働委員 大泉 寛三君

田淵 光一君 高橋 權六君
江崎 喜登君 松野 頼三君

決算委員 宮崎 權六君
議院運営委員 田淵 光一君

一、去る二十一日次の内閣提出案(参議院同付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

地方税法の一部を改正する法律案
一、昨二十三日議員から提出した議案は次の通りである。

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(松浦東介君外三十三名提出)

衆議院會議第五十七号中正誤

頁 段 行 誤 正

二二五 三 五 台帳法 台帳法

二二六 四 五 規定 規定

二二七 五 五 組合法 組合法

二二八 六 五 定める 定める

衆議院會議第五十八号中正誤

頁 段 行 誤 正

二二九 六 〇 表すもの 表すもの

二三〇 六 〇 少くとも 少くとも

定備一部十町発行所
東京市神田区本町一丁目
電話九四〇〇
印刷所
東京市神田区本町一丁目
電話九四〇〇